調查報告

ミネソタ州の裁判実務における ICT 利用について

伊藤博文

目 次

- 1. はじめに
- 2. ロースクールでの ICT
 - 2-1. William Mitchell College of Law での ICT 環境
 - 2-2. 図書館の電子化
- 3. 裁判所での ICT
 - 3-1. ミネアポリス: United States Courthouse
 - 3-2. セント・ポール: Warren E. Burger Federal Building & U.S. Courthouse
 - 3-3. その他
- 4. 法律事務所での ICT
 - 4-1. Dorsey & Whitney LLP 法律事務所
 - 4-2. Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C 法律事務所
 - 4-3. Robins, Kaplan, Miller & Ciresi LLP 法律事務所
- 5. おわりに

1. はじめに

本報告は,2012 年 8 月にアメリカ合州国ミネソタ州において,平成23 年度 科学研究費助成事業による短期海外研修として視察を行ってきた成果を報告するものである。

ミネソタ州での視察の目的は、アメリカの法実務における ICT の利活用状況を調査することにある。特に、法学教育の舞台となるロースクール、法廷、

法律事務所を中心に実情を視察し、現場で ICT 利用に腐心されている方々の声を聞くのが目的である。本報告は、場所と時間という制約があり限定的な実情視察報告となることを予めおことわりしておく。場所の制約とは、ミネソタ州というアメリカ中西部の一州の様子を視察しているという制約であり、これをもってアメリカの全体像を語るにはサンプル数が少ないという意味である。また時間の制約とは、8月における20日あまりの視察で時間的に制約があり、行動が制限されたことである。これらの点を配慮して頂き、本報告をご一読いただければ幸いである。

2. ロースクールでの ICT

今回の視察は、ミネソタ州の州都セント・ポール市にある William Mitchell College of Law (以下 WMCL と略す) における客員研究員という身分で行った。滞在期間中は、WMCL で用意していただいた研究室を主たる拠点として、適宜コンタクトの取れた方々と日程調整を行いながら相手方に訪問するという形で視察を行った。WMCL では、研修のホスト役をしていただいた Kenneth Port 教授をはじめ、Eric Janus 学部長と意見交換をし、図書館責任者 Simon Canick 副学部長等とはロースクール図書館における ICT についての意見交換を行った。その他には、図書館スタッフや ICT 設備管理に携わる職員や学生とも貴重な意見交換ができた。

2-1. William Mitchell College of Law での ICT 環境

まずは、WMCL について紹介する¹⁾。WMCL はミネソタ州にある 3 つの私 立ロースクールの中の一つであり、1912 年に設立され 100 周年を迎えた伝統 あるロースクールである。WMCL は、著名な法律家を輩出してきたことでも 有名で、中でも Warren E. Burger 元連邦最高裁判所長官をはじめとして、

¹⁾ William Mitchell College of Law http://www.wmitchell.edu/

州最高裁判所判事など多くを輩出して いる。

右の写真 01 は、WMCL の校舎と本部を撮影したものである。写真 02 は、今回の滞在においてお世話になった、WMCL の Dean (学部長) である Eric Janus 教授²⁾ (写真 02 中央)、右がホストとして私を受け入れてくれた Kenneth Port 教授 (専門は知的財産法と日本法)³⁾、そして私である。

WMCLでは、7月29日から8月3日まで、Expert Witness Training Academy というプログラムが行われており、このプログラムの責任者の一人である Jim Hilbert 教授の厚意により、プログラムの様子を一部みせていただいた。このプログラムは、専門家を法廷に証人として呼び出した場合の尋問技術を向上させるプログラムであり、模擬法廷教室で証人尋問を行い、その様子をビデオカメラで録画し、それを多くの実務家で見ながら Video Review を行い尋問方法の技術についてアドバイスをおこなうというものであった。写真03は、録画状態をモニ



写真 01



写真 02



写真 03

- 2) Eric S. Janus President and Dean http://web.wmitchell.edu/biography/eric-janus/
- 3) Kenneth L. Port Director, Intellectual Property Institute http://web.wmitchell.edu/biography/kenneth-port/





写真 04





写真 06



写真 07

ターしているところであり、写真 04 は録画されたビデオファイルの一覧で、 これでファイル管理を行っている。

また、WMCLには、法廷教室も設置されており、その法廷教室内にもICTに対応する器材が置かれている。写真 05 から 07 が、法廷教室の内部である。写真 05 の右方にあるスクリーンは、HITACHI 製の大型液晶モニターで、ノートパソコンなどの外部出力を表示できる。このモニターの右に置かれているのが、イーゼルである。これを拡大したのが、写真 06 である。イーゼルを使った法廷での証拠提示手法は、アメリカの法廷でよく用いられている伝統的なものであり、これもプレゼンテーションの練習用に置かれている。また、写真 07 は、裁判官席 (3 席) であり、ここにもパソコンとマイクが設置されており、法廷教室内の機器管理が行えるようになっている。





写真 08

写真 09

この他、一般教室においてもICT 化対策は施されている。写真 08 は、通常の講義用教室である。教室の天井にはプロジェクターがつり下げられており、教卓上で持ち込んだノートパソコンの外部出力をプロジェクター経由で表示することとなっている。写真の9 は、この教室の前方にある教卓の写真である。教卓には、教材提示装置



写真 10

(OHC,書画カメラ)が、教卓左にあり、紙面などを提示できるようになっている。右にある小型モニターは教卓下に置かれているデスクトップパソコンのモニターで、プロジェクターに映し出す映像を選択管理できるようになっている。ネットワーク環境としては、WMCLの全館が無線LAN対応となっているので、教室の机上には有線LANのコンセントは無く、電源コンセントだけが配備されている。

写真 10 はセミナー室であり、ゼミなどの少人数での講義に用いられている

4) 一般教室でのICT化については、伊藤博文「[翻訳] ロバート E. オリファント著伝統的な教室環境で「ハイテク」ツールを使う――2 セメスターにわたる実験」豊橋 創造大学短期大学部研究紀要第 21 号 107 頁 (2004 年), available at http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/UsingHiTech.pdf 参照。

部屋である⁵⁾。この講義室でも、プロジェクターで投影したパソコン画面などを使いながら講義がすすめられている。この講義風景は Port 教授の講義で、受講生の多くはノートパソコンを持参してきており、各自講義ノートなどを書き込んでいる。特に、iPad を使っている学生が多いのが印象的であった。

2-2. 図書館の雷子化

WMCLの付属図書館(写真 11)は、WMCLの輩出した著名な裁判官の名を取って Warren E. Burger Libraryと呼ばれている⁶。私に与えられた研究室もこの図書館地下にあり、ICT環境も優れた静かな環境であった。

この図書館の責任者である図書館責任者 Simon Canick 副学部長(写真12 右)とはロースクール図書館と



写真 11



写真 12



写真 13

- 5) この教室を使って私が講義を行った様子については、http://cals.aichi-u.ac.jp/project/PN0435.html 参照。
- 6) http://web.wmitchell.edu/library/参照。

ICT についての意見交換を行った。図書館にも ICT の波が押し寄せていることは当然のこととして、共通の問題点と認識できたのは、図書蔵書の電子化対策についてである。ロースクール図書館として当然のこととして、書籍や雑誌を購入配架することは必要であり、一方で徐々に市場規模を拡大してきているオンライン・データベースにどれだけの予算を割くかという点が図書予算執行時の問題であることが理解できた。また、既に一部不要となった書籍などは、定期的に廃棄して収蔵スペースを確保しつつ、オンライン化による検索の効率化もはかっているとのことであった。

この点は、日本の法科大学院図書館も抱える共通の問題であることは間違いない。今後、どのような配分比率で従来型の書籍・雑誌と電子情報とを混在させていくかは図書館運営の重要な問題点であることが再認識できた。

3. 裁判所での ICT

訪問した裁判所としては、ミネソタ州のヘネピン郡 District Court、州最高裁判所、アメリカ連邦地裁 District Court of Minnesota のミネアポリスおよびセント・ポール両裁判所を見学した。特に連邦地裁の情報サービスの責任者である Andrew Seldon 氏とは貴重な情報交換を行うことができた。

3-1. ミネアポリス: United States Courthouse

ミネソタ州は、州都セント・ポール市と州最大の都市ミネアポリス市が近い距離で隣接することから、この二つでthe Twin Cities と呼ばれている。まずは、ミネアポリス市に置かれている連邦控訴裁判所第8管轄区の裁判所(写真14)である Minneapolis: United States Courthouse⁷⁾から紹介



写直 14







写真 16

する。Port教授の御高配により、Michael J. Davis 判事[®]と面談して法廷を案内していただくこととなった。しかしながら、当日 Davis 判事が急用でお会いできなくなったが、判事の御配慮で、裁判所の優秀な ICT スタッフ(写真 15)に詳しく法廷内の ICT機器について説明をしていただいた。

連邦地方裁判所では、法廷は判事毎



写真 17

に割り振られており、Davis 判事が使われる法廷は写真 16 である。連邦裁判所では、他の判事が使う法廷も同様の作りになっており、机の配置などがおおよそ統一されている。

全体的な印象としては、日本の裁判員法廷とそれほどの差は無いとの印象を持ち、日本と同じような種類の ICT 機器が設置されていることが目についた。 写真 17 は、裁判官席左後方からの写真であるが、裁判官席にも多くのモニ

⁷⁾ Minnesota District Court 300 South Fourth Street 202 U.S. Courthouse Minneapolis, MN 55415. http://www.mnd.uscourts.gov/; http://www.mnd.uscourts.gov/ Courthouses/courthouse_minneapolis.shtml

⁸⁾ http://www.fjc.gov/servlet/nGetInfo?jid=579&cid=999&ctype=na&instate=na; http://www.mnd.uscourts.gov/MDL-Baycol/judge-michael-davis.shtml





写真 18





写真 20



写真 21

ターが配備されているのがわかる。同じく写真 18 は、裁判官席前にある裁判 所事務官席を後方から撮った写真であるが、法廷で提示する画像、音声などを 一元管理するための器材が数多く置かれている。

写真 19 は、証言台などに置かれているタッチパネル式のモニターであり、指でなぞることにより線などを書き入れることができる。写真 20 は、ホワイトボードであり、法廷で図説が必要なときに用いられるものである。

写真 $21 \sim 23$ は陪審員席である。写真 22 からわかるように 12 席とも座り心地のよいかなり大きめの椅子が使われている。特徴的なのは,写真 23 でよくわかるように,陪審員の目の前に液晶モニターが設置されている点である。法廷で映し出される書画,画像,動画などが陪審員の目前で見られるようにという配慮がなされている。





写真 22

写真 23

なお連邦裁判所のミネソタ地区では Courtroom Technology ということで 一般向けに技術マニュアルを公開しており、利用のためのトレーニングも受け付けている⁹。

3-2. セント・ポール: Warren E. Burger Federal Building & U.S. Courthouse

ミネソタ州の州都セント・ポール市 には、ミネアポリス市と同様に連邦控 訴裁判所第 8 管轄区の裁判所 Warren E. Burger Federal Building & U.S. Courthouse¹⁰⁾ (写真 24) がある。

この裁判所も、ミネアポリス市の裁判所と同様に ICT 化された法廷があり、それを見学させて頂いた。



写真 24

⁹⁾ http://www.mnd.uscourts.gov/Courtroom_Technology/courttech.shtml

¹⁰⁾ Warren E. Burger Federal Building & United States Courthouse 316 North Robert Street 100 Federal Building St. Paul, MN 55101

http://www.mnd.uscourts.gov/Courthouses/courthouse_stpaul.shtml





写真 25



写真 26



写真 27



写真 28

写真 25 が、その法廷の全体図であるが机の配置などもミネアポリスでの Davis 判事の法廷とほぼ同様であった。

写真 26 は、弁護人席 (Attorney Table) 後方から陪審員席を見たものであ る。弁護人席には、持ち込んだノートパソコンを RGB ケーブルで画像出力端 子を、オーディオケーブルで音声端子を接続できるようになっている。もちろ ん電源タップも配備されている。机上にはモニターとマイクが埋め込まれてい る。

写真 27 は、書記官席後方から陪審員席を見たものである。法廷内で提示さ れる音声や映像をコントロールできるようになっている。写真 28 は陪審員席 を正面から見たものである。

この陪審員席には、ミネアポリス市の裁判所法廷とは異なる点がある。それ





写真 29

写真 30

は、陪審員席に、写真 23 にあったようなモニターが無い点である。その代わりに写真 29 奥および写真 30 にあるスクリーンが設置されている。通常、このスクリーンは、写真 30 のスクリーン下方にある枠内に収納されており、法廷でのプレゼンテーションとして必要な時に電動で下から上へとせり上がってくる仕組みになっている。

なぜセントポール市の法廷では、このような手法が採用されたかについては定かではなかったが、Becky R. Thorson 弁護士 (後掲写真 43) の話によれば、次のような説明であった。そもそも、セントポール市の法廷の方が、ミネアポリスよりも後に作られた法廷であり、ミネアポリスでの反省が活かされているためである。つまり、ミネアポリス型の陪審にモニターが密着している設置方法だと、陪審員がモニターばかりに集中して、法廷全体や弁護士の弁論の様子を見回す余裕がなくなり好ましくない。そこで、スクリーンを陪審席とは法廷の反対側に設置して、スクリーンに陪審員の視線を移動させ法廷全体を見させるためであるとのことだった。どちらの型式が好ましいかは今後の運用を見てみないと結論づけることはできないと考えている。

3-3. その他

上述した2つの裁判所以外にも、ミネソタ州最高裁判所、セント・ポール市が含まれるラムゼイ郡州裁判所等を訪れたが、特筆に値するのは Land Mark





写真 31





写真 33



写真 34

Center である (写真 31, 32)。Land Mark Center⁽¹⁾ は、かつて連邦控訴裁判所第8巡回区管轄のミネソタ州裁判所が置かれていた大変美しい建物である。現在は、市民向けの文化ホール的な役割を果たす展示場、コンサートホール、結婚式場として使われている。この建物の3階4階には、昔の法廷の一部が残されている。法廷や裁判官室の多くは現在会議室などに使われているので、当時の様子を窺えるのは一部の部屋 (写真 33) に限られている。しかし、廊下などには、ミネソタ州ゆかりの法律家の紹介 (写真 34) や、ミネソタ州第8巡回裁判所から出た有名な判決などを紹介するパネルが展示されている。歴史的にも興味深いものであった。

¹¹⁾ http://www.landmarkcenter.org/

4. 法律事務所での ICT

法律事務所としては、ミネアポリス市に拠点をおく3つの法律事務所を見学させて頂いた。第1に、全米でも最大規模を誇る Dorsey & Whitney LLP法律事務所では、Min S. Xu 弁護士に、弁護士事務所内における ICT について説明を受け、第2に、Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C 法律事務所では、Michael Schumann 弁護士から説明を受けた。第3に、Robins, Kaplan, Miller & Ciresi LLP 法律事務所では、Becky R. Thorson 弁護士からICT に関する貴重な意見を聞くことができた。

4-1. Dorsey & Whitney LLP 法律事務所

1912年に創立され,100周年を迎えた老舗法律事務所である¹²⁾。ミネアポリス市に本拠地を置き、アメリカでも上位100以内にランクされる大規模法律事務所である。全米、カナダ、ヨーロッパ、アジア太平洋地域に19の支部として事務所を構えている。Harry Blackmun連邦裁判所判事¹³⁾、著名な不法行為







写真 36

¹²⁾ http://www.dorsey.com/

¹³⁾ http://www.law.cornell.edu/supct/justices/blackmun.bio.html 参照。





写真 37

写真 38

法学者 William Lloyd Prosser¹⁴⁾が在籍され、かつて副大統領、駐日大使を務められた Walter Mondale 氏¹⁵⁾が今も居られる。

事務所を案内して頂いた上海出身の Min S. Xu 弁護士 (写真 36) が見せてくれたのは、Dorsey 法律事務所が全米に持つ支部とのテレビ会議を行う部屋である。このテレビ会議室は、写真 37 のように、壁面に大型液晶モニターが設置されており、ここに相手方の会議室の様子が映し出され、会議を行うとのことであった。こうしたテレビ会議は、ビジネス・スタンダードとなっているもので、さほど驚かなかったが、この法律事務所は、支店毎に会議室が存在するということである。つまり、ロサンジェルス支店と会議を行うときはその専用の部屋で、またニューヨーク支店と会議を行う部屋もこれ専用の部屋でと使い分けている点である。会議室を使い回しするのではなく、支店毎に個別に設けている点なども大規模弁護士事務所ならではの設備であろう。

4-2. Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C 法律事務所

次に伺ったのは Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C 法律事務

¹⁴⁾ http://en.wikipedia.org/wiki/William_Prosser 参照。

¹⁵⁾ http://en.wikipedia.org/wiki/Walter_Mondale 参照。





写真 39





写真 41



写真 42

所¹⁶⁾である。パートナーである Schumann 弁護士 (写真 39) に事務所内を案内して頂いた。この事務所は、弁護士、スタッフ併せて 30 名ほどの比較的小さい法律事務所であり、近時経営規模を拡張しつつある。事務所の特徴として、アジアを重視した経営戦略を行っており、事務所スタッフの中には日本人弁護士、弁理士はもちろん、韓国人、インド人などのスタッフもおり、各国語での法律サービスを行っている。

この事務所においても、テレビ会議室は設置されており (写真 40)、クライアントには日本企業も含めて海外企業が多いので、よく利用されているとのことであった。

¹⁶⁾ http://www.hsml.com/index.cfm

Schumann 弁護士も法律事務所の ICT 化について、大変興味をお持ちで、 事務所内での ICT 化について詳しく説明をしていただいた。

写真 41 は、事務所内のサーバー類がマウントされたラックである。写真 42 は、マウス、キーボード、スキャナーといった周辺機器の保管庫である。この 事務所も ICT 専門の職員を雇っており、事務所の ICT 機器の管理メンテナンスを専門に行っているとのことであった。

4-3. Robins, Kaplan, Miller & Ciresi LLP 法律事務所

最後に訪れたのは、Robins、Kaplan、Miller & Ciresi LLP 法律事務所でで 中規模の弁護士事務所である。この弁護士事務所も、IP (Intellectual Property) つまり、特許法などの知的財産法を専門とする法律事務所である。

案内していただいたのは、Becky R. Thorson 弁護士¹⁸⁾ (写真 43 左) であった。Thorson 弁護士も ICT にはとても興味をお持ちで、自身の法廷でも積極的に ICT を活用されているとのことであった。

この法律事務所の特徴は、何といっても ICT に取り組む姿勢がとても優れている点である。まず、写真 44 は、法律事務所では定番として設置されてい







写真 44

¹⁷⁾ http://www.rkmc.com/

¹⁸⁾ http://www.rkmc.com/lawyers/becky-thorson





写真 45

写真 46



写真 47



写真 48

るテレビ会議室である。

写真 45,46 は、コントロール・ルームであり、法律事務所内に設置されているビデオカメラによる収録を管理しており、法律事務所の PR ビデオなども専属のスタッフがこの部屋で編集作成している。時には、法廷で使う動画や画像等もここで編集されるそうである。

何といっても驚いたのは、この法律事務所内に模擬裁判用の法廷が設置されていることである。写真 47 はその裁判官席、写真 48 は陪審員席である。この模擬法廷を使って、実際の訴訟に臨む前に、弁護士事務所内でリハーサルおよび練習を行うとのことであった。陪審員は、新聞広告などで一般人から有料で希望者を募り実際に、原告側・被告側に事務所内チームで争うとのことであった。

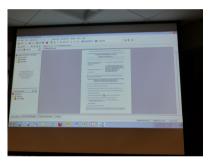




写真 49



写真 50



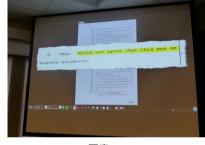


写真 51

写真 52

法廷での勝訴率を向上させることもさることながら、IP 関連訴訟では、法 廷で使う資料も多岐にわたり、ハイテク法廷での器材を十分に使いこなすため にも必要な練習の場となっているそうである。

写真 49 は、裁判官席左後方からのものであり、写真 50 は弁護側席の机であ り、ノートパソコンと書画カメラが設置してある。

写真 51 は、ノートパソコンからスクリーンに映し出された映像であり、法 廷プレゼンテーション支援用のソフトウェアを使って、証拠の文書を映し出し ているところである。写真52はその映し出された文書の重要な箇所(一文) を拡大してハイライト化しているところである。写真 53 は、法廷で提示する 資料の一覧をバーコード・リストにしておき、タイミング良くスクリーン表示 するように、弁護士がバーコード・リーダーでその資料を瞬時に提示できるよ





写真 53

図 1

うにしている様子である。

法廷でのプレゼンテーションにおいては、PowerPoint といったスライドを使わずに、法廷プレゼンテーション専用のソフトウェアを使用している事務所が多いようであった。この事務所では、Trial Director¹⁹ (図 1) を使っていた。

法律事務所としての ICT 化に取り組む姿勢,特にハードウェアとしての設備備品に対する投資,事務所の弁護士のモチベーションの高さには,大いに感心した次第である。

5. おわりに

総括として、今回の短期研修で学んだ点を列記したい。

第1に、大学におけるICT利用については、これまで知っていた情報に比べて、それほどの目新しさは感じられなかった。ロースクールとしてWMCL一校のみを視察しただけであるので、アメリカ全土の法学教育におけるICT

¹⁹⁾ Trial Director については、http://www.indatacorp.com/TrialDirector.html 参照。また、法律事務所で使われる Litigation Programs については、Michael C. Maschke, Sharon D. Nelson, John W. Simek, Ross L. Kodner, The 2012 Solo and Small Firm Legal Technology Guide, American Bar Association, 2012 at 121 参照。

利用について語ることはできないが、WMCL も典型的なロースクール教育を行っている学校であることは間違いなく、そこから標準的なものとして見えてくるものも数多くある。学生が、講義で iPad のような新しいデバイスを利用し始めている点は目新しいが²⁰⁾,他に画期的な ICT 利用が行われている場面に遭遇することは無かった。今後の課題として、他のロースクール等での様子を調べる必要があろう。

第2に、裁判所視察においては、得るものが多かったと考えている。日本の裁判員法廷が、日本の裁判所の中では最もICT 化の進んだ法廷であることは間違いない。これとの比較において、アメリカの連邦地方裁判所の法廷においてもICT 化はかなり進んでおり、日本とさほど設備面での差はないと思われる。もっとも連邦裁判所は、州裁判所とは大きく異なる点も事実である。州裁判所では、処理する事件数が格段に多いことも相俟って、ICT 化に手が回っていないのではないかとの印象をもった。また感じたこととして、設備面での優劣はさほどではなかったが、対応するスタッフの能力には差を感じた。つまり、私が訪問した先でも必ずICT 専門のスタッフが対応してくれて、仔細にわたって質問に丁寧に答えてくれた。

第3に、弁護士事務所における取組が、非常に積極的であることが印象深かった。とくに知的財産法 (IP) 関連の訴訟を手がける事務所においては、先端技術を駆使する手法を日夜研鑽している姿には感動すら覚えた。これでは、日米の法律事務所の優劣が広がるのも無理からぬことである。もちろん、比較対象として、限られた法律事務所を見ただけであるので、全体像を捉えているわけではないが、国際競争力を問われる IP 分野での力の差は歴然としてると思われる。つまり、アメリカに進出している日本企業も、いざ訴訟となると日本の法律事務所のアメリカ支部に依頼するのではなく、アメリカの優秀な法律事

²⁰⁾ iPad の法学における活用については、伊藤博文「法学教材提示装置としての iPad の可能性 [研究ノート]」愛知大学情報メディアセンター紀要『COM』 Vol. 21/No. 1 第 36 号 33 頁 (2011 年) 参照。available at http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/OnPossibilityOfiPad.pdf

務所に弁護を依頼するという形になるのも仕方がないのかもしれない。

総じて言えることであるが、やはりICTを普及させていくには、人材が必要であることを実感した。アメリカにおいてもICT普及に頭を抱えている法曹がいることは事実であり、それを推進する主体は裁判所にせよ弁護士会にせよ、主体的に動ける人材がいる組織が成功を収めていることは事実である。つまり、いくら組織を挙げてトップダウンでICT化を推進しても、最前線でICTと接している人達の中にどれだけICTに詳しい人材がいるか居ないかが大きな違いとして現れてくる。いずれにせよ、法曹の中から優秀なコンピュータ・プログラマーやICT専門家が生まれてくることを望んでも無理な話であり、やはり人材育成は教育の場つまり法学教育の場から行わなければならないと痛感した次第である。

本報告書は、平成23年度科研費(11012512)「裁判員裁判でのICTを活用した法廷プレゼンテーション支援研究」による研究成果である。このような研究助成を与えていただいた(独)日本学術振興会および愛知大学に感謝したい。

